

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	新通地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号(3戸建以上の長屋は除く。), 第2号, 第4号から第6号まで, 第8号及び第9号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げるもの</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>	—	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第2号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの</p> <p>(3) 畜舎</p>
建築物の敷地面積の最低限度	150 m ²		200 m ²
	<p>ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は収益することができる権利を有している連続したすべての土地を、150 m²(新通C地区内については200 m²)以上ごとに分割して生じた残りの土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地</p>		
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは1m(軒の高さが2.3m以下の独立した自動車車庫及び物置は0.5m)及び道路境界線からは1.5m。</p> <p>ただし、独立した自動車車庫で軒の高さが2.3m以下の外壁を有しないものは、この限りでない。</p>		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	—	—
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。</p> <p>ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)</p>		
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.6m以下。</p> <p>ただし、築山等はこの限りでない。</p>		

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。